

令和7年(2025年)8月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東海市長 花田 勝重

市町村名 (市町村コード)	東海市 (232220)
地域名 (地域内農業集落名)	北地区(※農用地区域のみが地域計画の対象エリア) ※東海市都市計画マスタープランにおける新市街地候補ゾーンはエリアから除く (名和前北・一番畑・三ツ屋・上名和・北脇・南脇・高根・渡内・寺中・加家・平島・清水・木庭・富田・姫島・藤塚・新宝・東海)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年(2025年)8月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では高齢化が進み、担い手不足が深刻化している。また、それに伴う遊休農地の解消が課題であり、鳥獣による農作物の被害も多発している。

遊休農地の解消のため、国や県、関係機関と連携して、農用地等の管理の適正化を啓発し、担い手等に農地の利用集積を図るため、農地中間管理事業の利用を推進する。さらに、適正な土地利用を推進するため、排水機場等の農業用施設の適切な維持管理を実施する。

【基礎データ】(農林業センサス2020より)※令和2年度(市内全域)

総農家数:798戸(うち、農業経営体数:489経営体)

農業経営体数の年齢状況:70歳以上 49.9%(うち、75歳以上 34.6%)

主な作物:洋ラン・ふき・タマネギ・ミカン

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の農業振興における課題解決に向けて、スマート農業など働きやすさや魅力がアップする手法を推進し、地域特産品のブランド化を進めることで、農業自体の魅力向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	112 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地(東海市都市計画マスタープランにおける新市街地候補ゾーンはエリアから除く)を、重点的な農業上の利用が行われる区域とする。また、農用地以外の農地は、保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に地域事情を考慮しながら団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針 担い手の経営意向を把握し、状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針 現在実施中の木田北部土地改良事業(令和8年度事業完了予定)をもって、基盤整備事業の予定はないが、既存の農業用施設の適切な維持管理を継続していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 県や市・農協と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産可能な農地をあっせんし、相談から就農まで切れ目がない支援を実施。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 本市の農業の特色として、施設園芸農家が多いことや、少ない面積で高収益を上げることができる高収益作物農家が多い。そのため、他県で実施されている大規模農業と同等の作業分業を必要としないことから、現在は農作業委託等を活用する予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害の防止を図るため、カラスやヌートリアなどの駆除を行う。</p> <p>②農薬使用の少ない安心安全な農産物を生産し、食品の安全性を高めるため、非散布型農薬等を使用した栽培を推進する。</p> <p>③担い手不足の解消や生産性の向上を図るため、「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入に関する計画」の認定を推進する。</p> <p>⑤かんきつの新品種の産地化、ブランド化に向けた栽培技術の研究等を推進する。</p> <p>⑩遊休農地の解消や農地の集積を図るため、将来の担い手となる新規就農者に対する支援を行う。また、本市の特色である施設園芸の安定的な経営を図るための支援、エネルギー価格や農業用資材の高騰に対する支援の充実を図る。</p>
--

4 協議の場にてまとまったその他事項

<p>目標地図の変更 別紙1のとおり変更する</p>

目標地図変更箇所一覧

位置付 No.	変更地番	変更内容	
		理由	目標地図
N17	富木島町内堀 3 2 (244 m ²)	借用者の確定による	0 → 3

【目標地図について】

- 0 計画なし (白)
- 1 自作希望農地 (青)
- 2 貸出希望農地 (緑)
- 3 借用農地 (赤)
- 4 借用予定農地 (橙)

